

II. 重点的施策のポイント

1. 地域住宅政策の推進とセーフティネットの機能向上

国費 2,935億円

地方公共団体の自主性と創意工夫を活かし、多様な住宅困窮者や子育て世帯の居住の安定の確保、良好な居住環境の整備や公的賃貸住宅ストックの有効活用を図り、魅力と活力にあふれた地域づくりや地域再生を推進するため、地域住宅交付金、公営住宅に係る家賃対策補助、民間住宅の活用等の総合的な施策を講じる「住まいの安心確保助成事業」を推進する。

(関係法案を平成17年通常国会に提出予定)

(1) 地域住宅交付金の創設

公営住宅等の整備や福祉施設との一体的整備、面的な居住環境の整備、民間住宅の耐震改修の推進、住宅相談・住情報提供の実施など、地方公共団体が自主性と創意工夫を活かし、地域における住宅政策を総合的に推進するための助成制度を創設する。



(2) 公的賃貸住宅ストックの連携・活用の推進

①公営住宅の入居者資格の緩和

住宅困窮者の居住の安定のため、地方公共団体の裁量により、子育て世帯について、公営住宅の入居収入基準を引き上げられる（20万円/月→26.8万円/月）こととともに、知的・精神障害者、DV被害者等について公営住宅の単身入居を可能とする。

②公的賃貸住宅ストックの弾力的活用

地方公共団体が作成する地域住宅計画に基づき、公的賃貸住宅ストックの弾力的活用が行われる場合に、その対象となる住宅について、入居者の居住に支障のない範囲内で、公営住宅等整備基準等を緩和する。

③公営住宅の収入超過者対策の強化

公営住宅の収入超過者に係る家賃について、現行の割増家賃制度を見直し、一定期間で近傍同種の住宅の家賃となる制度とし、収入超過者の自主的な退去を促す仕組みに改善する。

(3) 住まいの安心確保のための民間住宅の活用

①家賃債務保証制度の拡充

障害者世帯の民間住宅での居住を支援するため、高齢者居住支援センターにより行われている高齢者世帯に対する家賃債務保証制度による保証の対象となる入居者に、障害者世帯を追加する。

②民間賃貸住宅における入居円滑化の検討

民間賃貸住宅における入居の円滑化を推進するため、高齢者に限らず連帯保証人の確保が困難である場合における新たな担保措置のあり方等について検討を行う。

③高齢者の住み替え支援による住宅ストックの循環利用

高齢者向け住宅の情報提供・相談体制の充実を図ること等により高齢者の住み替え支援を推進する。